栃木県公報

令和７(2025)年
２月12日(水)
号　外
第３号

目　　次

規　　則

○栃木県情報公開条例施行規則の一部改正…… 1
○個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正…… 1

規　　則

栃木県規則第２号

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年２月12日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

栃木県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県情報公開条例施行規則（平成12年栃木県規則第８号）の一部を次のように改正する。

別記様式第５号から別記様式第８号までの規定中「印」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

栃木県規則第３号

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和７年２月12日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

個人情報の保護に関する法律施行細則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行細則（令和５年栃木県規則第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（写しの送付に要する費用の納付の方法） **第11条**　令第28条第４項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 郵便切手、郵便為替証書又は現金で納付する方法 (2) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第６条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第87条第３項の規定による申出をした場合において、当該申出により得られた納付情報により納付する方法	（写しの送付に要する費用の納付の方法） **第11条**　令第28条第４項の規則で定める方法は、郵便切手、郵便為替証書又は現金で納付する方法とする。

別記様式第２号中「□健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第３号（注）１中「、健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第５号から別記様式第10号までの規定中「印」を削る。

別記様式第14号中「□健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第17号から別記様式第21号までの規定中「印」を削る。

別記様式第22号中「□健康保険被保険者証」を削る。

別記様式第25号及び別記様式第26号中「印」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（文書学事課）

発 行 人　栃　木　県　〒320-8501 宇都宮市塙田１丁目１番20号　販売価格１か月3,950円
印 刷 所　株式会社松井ピ･テ･オ･印刷　〒321-0904 宇都宮市陽東５丁目９番21号　（消費税、地方消費税及び送料を含む。）